

活動事例紹介

「利用者向けデジタル活用支援事業」をすすめて ～高齢者向けスマホ講習会の実施～

社会福祉法人 東みよし町社会福祉協議会 (徳島県)

●実施の経緯

令和3年4月から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が東みよし町でも始まり、電話対応のほか、WEB申し込みが開始されました。その中で、インターネットやスマートフォンなどを利用して行政手続きをする方法を知らないという高齢者の声をよく耳にするようになりました。ちょうどその頃、福祉新聞に掲載された、高齢者向けのスマホ教室を総務省の助成を受けて各地域の団体が開催することができるという記事を目にし、「利用者向けデジタル活用支援事業」に申し込みました。

●講習会の実施方法

計画当初は、受講者に会場までお越しいただき受講いただく教室型での講習会と、より身近な地域での高齢者サロンや老人クラブの会合などに講師を派遣する訪問型講習会を計画していましたが、教室型講習会への申込が当初の予定数を大幅に超えることを受けて、急遽教室型での講習会の開催回数を計画の5倍に増やし、開催することとしました。

参加者には、すでにスマホを持っていて、普段からある程度使っている方、スマホは持っているものの電話くらいしか使ったことがない方、従来型携帯電話からの買い替えを検討している方など、参加される方の状況も携帯電話の機種もさまざまだったため、どういった伝え方をするのがわかりやすいのか、講習会の開催方法について職員会議の回数を重ねました。講師は、総務省が指定した関係事業者が実施するオンライン研修を受けて、本会の職員が担当しましたが、より詳しく伝えたい内容については外部講師を招聘し、職員のスキルアップを図りました。さらに、日頃からスマホ講習会を開催している携帯電話ショップに相談

し、講習会当日も協力をいただくことができました。

講習会は、スマホとは何かといった初歩的なことから、スマホを使ってのマイナンバーカードの取得手続きに至るまで幅広い内容で実施し、各コマで相談を受ける時間を多く設けることにより、参加者の困りごとや問題点の解決をその都度行うように意識して開催しました。講習会は開催場所と時間帯を変えて全5回開催し、47名の皆さんに受講いただき、以降、有効な活用ができるようになったとの意見をいただきました。

●実施して感じたこと・今後の課題

スマホ講習会の参加者には、本事業を実施するに至った一番の目的である、高齢者のデジタルディバイド（情報格差）の解消やデジタルを活用した行政手続きの認知についてある一定の成果が達成できたものと実感しています。しかし、日常的にICTに触れていない方に対して、講習会の開催のみでそれらの課題は解決することにはなりません。普段の生活の中でデジタルによる手続きなどを行う際に、操作手順や申請方法などで行き詰まったとき相談する窓口のひとつに私ども社会福祉協議会が認識され、実際に相談をいただけたことこそが、今回の事業を実施しての成果だと感じています。

今の社会にはデジタルディバイドに限らず様々な生活課題を抱えて、生きづらさや不平等感を抱えながら暮らしている方がたくさんいらっしゃいます。そういった方の声に耳を傾け、寄り添うことによって関係性を築き、解決に向けて一緒に進むとともに、今の社会全体の課題に気付き、それらを解決するための仕組みを考え構築していきたいと考えています。



講習会の様子



参加者募集チラシ

Topics

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法施行 ～情報格差解消に向けて～

障害のある人の情報の取得利用や意思疎通の環境を整え、「情報格差」の解消をめざす法律「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が、令和4年5月19日に衆院本会議で可決成立し、25日に公布・施行されました。

標記法律は手話や字幕、点字の提供等、情報分野でのバリアフリー化を図り、障害者が

情報を得たり他者と意思疎通を図ったりする際の障壁を減らすことで、共生社会の実現に資することを目的としています。

障害者の情報取得に役立つ機器の開発の促進やその機器を活用するための支援への推進が組み込まれ、コミュニケーション機器等、福祉機器の普及も期待されることです。

下記には、日本身体障害者団体連合会 会長 阿部一彦氏に、本法律の概要と、障害者の情報取得・意思疎通における現状としての課題や標記法律の施行によって今後期待されること等について、寄稿いただきました。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法」の成立に寄せて

聴覚や視覚の障害者団体と意思疎通支援者団体等の長年の活動が実り、議員立法によって標記の法律は成立・施行されました。法の目的(1条)にあるように、全ての障害者が社会のあらゆる活動に参加するためには、情報の取得・利用と円滑な意思疎通が重要です。

法の基本理念(3条)では、①情報の取得・利用、意思疎通の手段の選択、②情報取得等に関する地域格差の解消、③障害者でない人と同一内容の情報を同一時点で取得、④高度情報通信ネットワーク・ICTの活用が明記され、具体的に施策を推進するための重要な考え方が示されています。

基本的施策は、障害者による情報取得等に資する機器等(11条)、防災・防犯及び緊急の通報(12条)、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)、障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)、国民の関心・理解の増進(15条)、調査研究の推進等(16条)です。

コロナ禍で、対面方式での社会参加が困難になりましたが、一部の障害者はICTの利活用、リモート会議等の有用性を体験しました。これらは移動に困難がある障害者等の社会参加を推進

阿部 一彦氏
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会長



するためにも重要な役割をもちます。さらに、活動の一層の充実を図るためにも、適切な情報機器の開発、規格の標準化、入手そして利用方法習得の支援等と、障害者等を含めた連携協力の「協議の場」が必要です(11条)。また、様々な先端技術を活用することによって公共の建物や交通機関等に災害時等の緊急通報の設備の設置が実現できます(12条)。

意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上を図るためには、若い人材も含め多くの人びとの参入と、取り組む「事業者」を支援することが重要です(13条)。複雑化する社会のなかで、障害の種類・程度に応じて行政情報が行き届き、それらの活用とともに円滑に相談できる配慮が大切です(14条)。

そして、国及び地方公共団体が、充実した広報・啓発活動を講じ(15条)、調査・研究を推進して、成果の普及に努める必要があります(16条)

これらの実施・実現には、先記のとおり情報機器の開発や意思疎通支援者の確保等が求められますが、そのための行政による支援も必須です。そこで、推進すべき施策を障害者基本法に基づく国、都道府県、市町村の計画に位置づけ、実施状況を明らかにすること(9条)と、政府による施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)の明記が大きな意味を持ちます。

手話言語、要約筆記、点字、音声朗読等の利活用にあたっては現状として地域格差が指摘されていますが、10条等を根拠に財源不足や支援者不足を解消し、格差がなくなることが期待されます。また、情報機器の開発は誰もが社会参加できる共生社会の実現のためにも必須のもので、多くの事業者の方々の参画が求められます。

さいごに、この法律の趣旨が十分に発揮されるためには、当事者、支援者、事業者等関係者の方々の理解と連携協力が必須であることを強調させていただいて、稿を終えます。

“医療的ケア児支援法”が施行

～医療的ケア児とその家族の支援に向けた一歩～

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下、「医療的ケア児支援法」)が、令和3年6月に公布、同年9月に施行されました。

「医療的ケア児」とは、日常生活および社会生活と営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等、その他医療行為)を受けることが不可欠である児童であり、令和元年時点で全国の医療的ケア児(在宅)は推計2万人以上とされています。

本法律は、わが国で初めて「医療的ケア児」を法律上で明確に定義した法律で、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止や負担軽減を目的としています。

これまで、医療的ケア児の在宅療養は、家族にかかる負担が重く、24時間体制でのケアが必要なために保護者が離職を余儀なくされることや新たな就労を断念せざるを得ないと

いった状況が生じていました。

また、保育所など施設への入所を希望しても、受け入れ態勢のある施設は多くはなく、受け入れている施設においても提供できる医療的ケアが一定のものに限られている場合があることから、医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられないという課題がありました。

今回の医療的ケア児支援法では、医療的ケア児への支援を国や地方自治体の「責務」と定めています。本法律の施行によって、学校や保育所における看護師の設置や、相談に応じて情報を提供する「医療的ケア児支援センター」の設置および支援センターへの医療的ケア児専門コーディネーターの配置を各都道府県に要請することが計画に組み込まれ、医療的ケア児とその家族に対する支援の推進が期待されることです。

なお、H.C.R. 2022においては、「医療的ケア児とその家族への支援」をテーマにしたセミナーを開催予定です。